

かすみがうら市デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン事業  
実施要項

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりにより影響を受けた市内飲食事業者への支援及び市内消費の活性化を図るため、かすみがうら市デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン事業におけるかすみがうら市飲食店応援食事助成券（以下「飲食助成券」という。）の発行及び換金等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 主として客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所。
- (2) デリバリー 客の注文に応じて調理した飲食料品を客の求める場所に届けること。
- (3) テイクアウト 客の注文に応じて調理した飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施してその場で譲渡すること。

(飲食事業者の要件)

第3条 飲食事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に飲食店を有し、本店の登記をしている法人又は市内に飲食店を有する個人であること。
- (2) デリバリー又はテイクアウトにより飲食料品を提供できる者であること。
- (3) 次に掲げる事項をすべて誓約する者であること。

ア 飲食助成券を取り扱おうとする店舗が日本標準産業分類に定める産業のうち、飲食サービス業を営む事業所に該当し、かつ、当該店舗において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。

イ 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業に加盟していないこと。

ウ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。

エ 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。

オ かすみがうら市暴力団排除条例（平成23年かすみがうら市条例第9号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかにも該当しないこと。

カ 新型コロナウイルス感染症の予防に努めること。

キ 市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。

ク 市のホームページその他の広報媒体への掲載に同意すること。

ケ 本要項の規定を遵守すること。

（店舗の登録申請）

第4条 市内の飲食店において飲食助成券の取扱いを希望する飲食事業者は、かすみがうら市デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン事業登録店舗承認申請書兼誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（店舗の登録承認）

第5条 市長は、第4条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、飲食助成券の取扱い店舗（以下「登録店舗」という。）として承認し、かすみがうら市デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン事業登録店舗承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録店舗情報の変更又は登録店舗の廃止の届出）

第6条 登録店舗の飲食事業者は、登録店舗情報を変更しようとするとき、又は登録店舗を廃止しようとするときは、かすみがうら市デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン事業内容（変更・廃止）届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

（飲食助成券の換金手続等）

第7条 飲食助成券の換金を受けようとする登録店舗の飲食事業者は、かすみがうら市デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン事業請求書（様式第4号）に使用済みの飲食助成券を添付し、別に市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、速やかに口座振替の方法により支払うものとする。

（飲食助成券の取扱条件等）

第8条 登録店舗は、飲食料金及びそれに付随するサービス料金の対価としてのみ飲食助成券を受け取ることができる。

2 飲食助成券の使用期限は、市長が別に定める。

3 飲食助成券の利用額は、1枚あたり500円とする。

4 飲食助成券の使用は、提供された飲食物等の合計金額が、飲食助成券の券面金額の合計を上回ることをとする。

5 破損した飲食助成券は、通し番号が確認できる場合に限り、飲食助成券として取り扱うこととする。

6 登録店舗は、飲食助成券の使用を拒んではならない。

7 登録店舗は、飲食助成券に偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市長に報告するものとする。

（承認の取消し）

第9条 市長は、申請の内容に虚偽の事実があったとき又は前条の規定に違反したときは、登録店舗の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取り消しを行ったときは既に第7条第2項に基づき支払った金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月21日から施行する。